

議案第 1 号

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和5年11月16日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）が令和3年6月に一部改正され、定年前再任用短時間勤務制度が導入されたことに伴い、当該規則の規定を整備する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第4項、第4条第4項及び第5条第8項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

改正案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

地方公務員法（昭和25年法律第261号）が令和3年6月に一部改正され、定年前再任用短時間勤務制度が導入されたことに伴って、当該規則の規定を整備する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- (2) 第3条第4項、第4条第4項及び第5条第8項に規定する「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- (3) この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。（附則第1項）

4 根拠法令

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）
- (2) 沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号）
- (3) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則 (昭和47年教育委員会規則第22号) 新旧対照表	
改正案	現行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 (略)	第1条 この規則は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号。以下「条例」という。)第2条第2項から第4条までの規定に基づき、沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する必要な事項を定めるものとする。
(本庁職員の勤務時間)	(本庁職員の勤務時間)
第2条 (略)	第2条 沖縄県教育庁の本庁に勤務する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等は、知事部局の本庁に勤務する職員の例による。
2 (略)	2 (略)
3 沖縄県教育庁の本庁に勤務する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員	3 沖縄県教育庁の本庁に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、教育長が定める。
4 (略)	4 (略)
(公立学校職員の勤務時間)	(公立学校職員の勤務時間)
第3条 (略)	第3条 公立学校に勤務する職員(県立学校職員(沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号。)別表第3に規定する海事職給料表の適用を受ける職員(以下「海事職給料表適用者」という。)を除く。)並びに市町村立学校(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設を含む。以下同じ。)の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員をいう。)の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必

<p>2～3 (略)</p> <p>4 公立学校に勤務する<u>定年前</u>再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(各機関の職員の勤務時間)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する<u>定年前</u>再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(休憩時間及び週休日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 教育長、校長及び各機関の長は、<u>定年前</u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p>	<p>要に応じ、校長（学校給食法第6条に規定する施設に勤務する職員にあつては、当該施設の長。以下同じ。）が定める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 公立学校に勤務する____再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(各機関の職員の勤務時間)</p> <p>第4条 沖縄県教育庁教育事務所及び沖縄県立総合教育センターに勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する____再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(休憩時間及び週休日)</p> <p>第5条 前3条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、1日の勤務時間が6時間を超えるときにおいては、1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 教育長、校長及び各機関の長は、____再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p>
--	---

第6条～第7条 (略)	第6条～第7条 (略)
-------------	-------------

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第二十二條の四 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者（条例で定める年齢に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者をいう。以下同じ。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、条例年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

2 （省略）

3 第一項の規定により採用された職員（以下この条及び第二十九条第三項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

4 （省略）

5 （省略）

6 （省略）

○沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年条例第二号）

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の

勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

○沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和四十七年条例第四十三号）

（1週間の勤務時間）

第2条 （省略）

2 （省略）

3 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 （省略）

5 （省略）